

社会保障制度の充実強化に関する決議

我が国においては、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がり等の直面する諸問題に対応するため、社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められている。

そのような中、国は、社会保障制度改革を行うため、先般成立した社会保障制度改革推進法に基づく社会保障制度改革国民会議を設置することとし、その審議の結果等を踏まえ法制上の措置等を講じるとしているが、その際、都市自治体の意見を確実に改革に反映できる仕組とする必要がある。

もとより都市自治体は、社会保障は国と地方の信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと強く認識し、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることに鑑み、持続可能で安定的な社会保障制度を構築すべく、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 社会保障・税一体改革について

(1) 社会保障について

社会保障制度改革推進法に基づく「社会保障制度改革国民会議」については、住民と直面して社会保障を現場で支えている都市自治体の参加等その意見が反映できる仕組とすること。

また、制度の実施に際しては、十分な準備期間を設けるとともに、国民や実施主体である都市自治体に十分な周知を図ること。

(2) 社会保障に係る安定財源の確保について

都市自治体の社会保障サービスを持続的に提供できるよう、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。

(3) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の円滑導入のための自治体支援等について

- ① 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、都市自治体に対し新たに生じる費用については、そのすべてについて国において万全の財政措置を講じること。
- ② 制度の導入に伴い影響を受ける事務や情報ネットワークの導入・運用に係る事務等について、自治体現場における事前検証作業を実施するとともに、制度導入・運用等に関する各種ガイドラインを策定し、都市自治体に提示すること。
- ③ 制度の構築に当たっては、国と都市自治体が情報を共有し、都市自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うとともに、導入した場合、混乱が生じることのないよう、国において十分な周知を行うこと。
- ④ 医療・介護等の分野における情報の利活用や保護に係る法制度の構築に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえ、被保険者の利便性及び事務の合理化を図ること。

2. 国民健康保険制度等について

すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とする国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、施行時期を明確に示すこと。

3. 地域医療体制の充実について

医師や看護師等の不足、地域間・診療科間等の偏在を解消し、安心して質の高い医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、必要な財源を確保すること。

4. 介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

5. 総合的な子育て支援策について

実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、確実に財源を確保すること。

また、今後、制度の詳細の検討に当たっては、都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を十分反映させること。

なお、年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その用途は都市自治体の裁量に委ねること。

6. 生活保護制度等について

(1) 「生活支援戦略」について

- ① 生活保護制度の見直しを含む「生活支援戦略」を策定する際には、特に生活保護業務の実施主体である都市自治体の意見を十分に反映させること。
- ② 生活保護制度の見直しについては、生活保護受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況を踏まえ、今後検討・実施するとされている各施策について、都市自治体の理解を得たうえで速やかに実施していくこと。
- ③ 新たな生活困窮者支援体系については、相当の財源とマンパワーを要することや関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、今後、都市自治体はじめ現場を担っている関係者と丁寧な協議を行い、理解を得たうえで構築すること。

また、制度の実施に際しては、十分な準備期間を設け、国民や都市自治体に十分な周知を図るとともに、十分な財源を確保すること。

(2) 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除する等、生活保護の適正化に向け必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する一層の就労自立支援策を講じること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

7. 予防接種制度について

(1) ポリオワクチンの定期接種について、不活化ワクチン及び4種混合ワクチンの導入により都市自治体に著しい財政負担が生じていることから、国の責任におい

て早急に財政措置を講じること。

- (2) 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種について、早期に定期接種として位置付けるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 都市自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、既に定期接種化されている予防接種を含め、国において十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成 24 年 11 月 15 日

全 国 市 長 会